

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年5月2日認可した。

平成19年5月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 椿谷池地区